

第1回
佐賀市自治基本条例検証委員会
【資料】

令和3年2月3日(水)

佐賀市 協働推進課

委員会の公開について

1 会議公開の決定について

佐賀市審議会等の会議の公開に関する規程（以下、「規程」とします。）第3条においては、審議会等の会議は、特別な場合を除き、公開するものとする旨が定められています。

従って、第1回検証委員会を公開とし、以降の検証委員会についても公開していきます。

2 傍聴の承認について

規程第6条の規定では、会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うこととなっているため、会場の広さから人数を定めて傍聴を認めることといたします。

ただし、傍聴については、以下のとおり規程で定められています。

(傍聴することができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類又は拡声器を携帯している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第8条 傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議の会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の会場において発言しないこと。
- (3) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会議の会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、審議会等が特別の理由により承認した行為については、この限りでない。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

3 会議記録の公開について

規程第11条では、議事録等の写しを公表するものと定めています。

従って、議事概要・議事録について、検証委員会終了後に発言者無記入で作成し、ホームページ等で公開していきます。

(1) 条例制定の経緯及び概要について

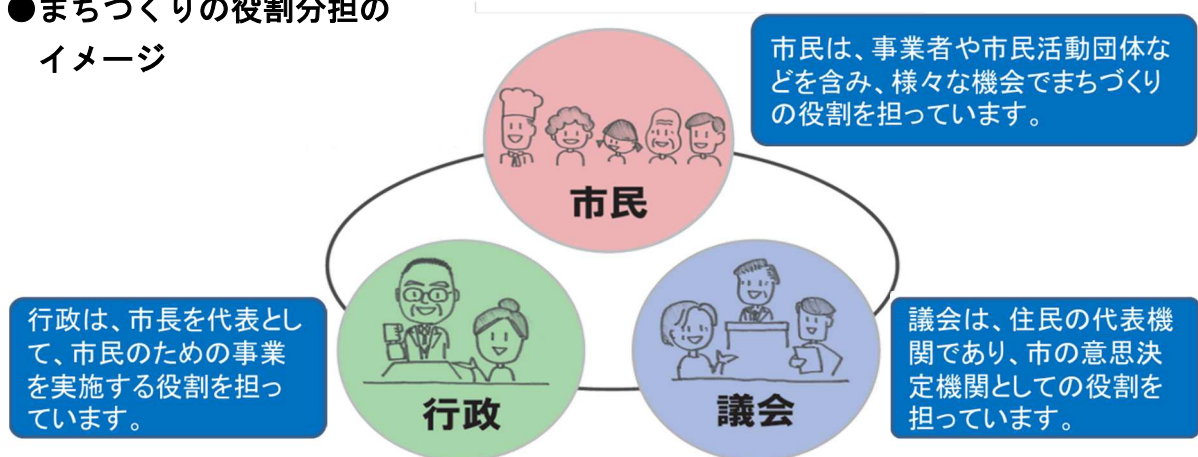
1 自治基本条例とは

自治基本条例とは、地域におけるまちづくりを進めるためにつくられたもので、自治の基本理念や原則を明確化し、市民の権利や行政等の役割、仕組みなどを定めた、まちづくりを進めるためのルールです。

佐賀市では、平成 25 年 8 月に制定し、平成 26 年 4 月から施行しています。

(全国では約 390 の自治体が制定、県内では基山町が制定)

●まちづくりの役割分担のイメージ



2 自治基本条例制定の背景

～地方自治体を取り巻く環境の変化～

・ 地方分権の進展

・ 人口の減少・少子高齢化

⇒少ない人口で社会を支える少子高齢社会では、様々な人・団体が元気に活動していくことが重要

・ 地域課題の多様化・複雑化

⇒行政だけが公共を担うのではなく、市民・地域・NPO・企業などが行政と協働して一緒に担う時代となってきたこと

・ 住民意識の変化

⇒市民活動やボランティア活動の増加などの住民意識の変化のなかで、自治体運営に対する参加と協働の要請が高まっていること

3 制定と検証の過程

平成23年	市役所内部での検討を開始
平成24年2月	自治基本条例検討会議を設置 (有識者10名、公募市民25名で構成)
平成25年4月	自治基本条例検討会議から条例素案を提言
〃 4～5月	条例案の周知と意見収集 〔・市報4/15号に掲載 ・4/23～5/22 パブリックコメント(意見公募) ・5/9、11、12 市民説明会 ほか〕
〃 6月	条例案を議会へ提出
〃 8月	議会において条例案を一部修正の上、議決
平成26年4月	佐賀市まちづくり自治基本条例施行
平成28年7月	自治基本条例検証委員会に条例検証を諮問
平成29年7月	自治基本条例検証委員会 答申

4 佐賀市まちづくり自治基本条例の条文構成

章	条	内容	
前文			
第一章 総則	第1条	目的	
	第2条	定義	
	第3条	この条例の尊重	
	第4条	自治の基本理念	
	第5条	まちづくりの基本原則	
第二章 市民等の権利並びに市民等、議会及び市長の役割及び責務	第6条	市民等の権利	
	第7条	市民等の役割及び責務	
	第8条	市民活動団体の役割及び責務	
	第9条	事業者の役割及び責務	
	第10条	議会の役割及び責務	
	第11条	市長の役割及び責務	
	第12条	職員の役割及び責務	
第三章 情報共有、市民参加及び協働	情報共有	第13条	情報共有の推進
		第14条	説明責任
		第15条	会議の公開
		第16条	個人情報の適正な管理

	市民参加	第 17 条	市民参加の推進
		第 18 条	意見公募手続
		第 19 条	意見等の取扱い
		第 20 条	審議会等
		第 21 条	住民投票
	協働	第 22 条	協働の推進
		第 23 条	地域コミュニティ活動
		第 24 条	災害等への対応
		第 25 条	子どものまなざし
第四章 市政運営	第 26 条	総合計画	
	第 27 条	行政評価	
	第 28 条	財政運営	
	第 29 条	行政手続	
第五章 国及び他の地方公共団体との関係等	第 30 条	国及び他の地方公共団体との関係	
	第 31 条	国際的な視野の醸成	
第六章 条例の検証	第 32 条	佐賀市自治基本条例検証委員会	
	第 33 条	条例の見直し	

●自治の基本理念（第 4 条）

⇒安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、市民等が主体となり、まちづくりを行うこと

●まちづくりの基本原則（第 5 条）

⇒「情報共有の原則」、「市民参加の原則」、「協働の原則」

●条例における「佐賀らしさ」

- 1 地域コミュニティ活動（第 23 条）
- 2 子どもへのまなざし（第 25 条）

自治基本条例調査特別委員会からの報告事項（平成25年9月25日）

平成25年8月議会定例会において自治基本条例調査特別委員会から提出された調査報告書において、条例を実効性のあるものとするための取り組みについて、留意すべき事項として以下の4点が報告された。

1 条例の周知及び啓発

- (1) 市民個々への説明はいまだ不十分。今後、さまざまな機会を通して、**広く市民理解の促進を図る**べきである。
- (2) 佐賀らしさの一つに「子どもへのまなざし」を規定していることから、**子どもたちへの啓発活動に力を注ぐ**べきである。
- (3) 条例を市民等へ周知、説明を行っていくに当たっては、**対象者に応じたパンフレットを作成**するなど、説明及び資料に創意工夫を加え、本条例に対する市民等の理解を深める必要がある。
- (4) 具体的、かつ、わかりやすい**逐条解説を作成**し、これもあわせて市民等への周知及び啓発に活用していく必要がある。

2 市職員への浸透

職員みずから条例に対する意識を高め、理解を深めることが、今後、本条例を発展させていく大前提となるものである。

本条例が、本市の行政運営の基本となるよう、早急に**全ての市職員に根づかせる**ための取り組みが必要である。

3 条例の趣旨の尊重

本条例第3条において「他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。」と規定されている。このため、行政を運営していくに当たっては、常に本条例の趣旨を顧みるとともに、その趣旨に整合するよう努めなければならない。

4 条例の運用状況の検証

本条例を実効性のあるものとするためには、市民等への条例の浸透状況など、定期的な**運用状況の検証**が必要であり、この検証に基づき、市民主体のまちづくりを推し進めていくことが重要である。

自治基本条例検証委員会（第1期）検証結果

1 条例の運用状況について

佐賀市は、条例の目指すべき方向について、積極的に広報を行っているが、まだ全体に行き届いていないと思われる。あらゆる媒体を活用した広報を行うとともに、特に事業者への周知に力を注いでいく必要がある。

地域コミュニティ活動が、なお一層促進されるために、行政からの支援と地域住民の主体的な活動のあり方について、行政と地域住民がお互いに考え、実施していく必要がある。

2 条例の見直しについて

検証すべき条文について、委員からの意見に基づき抽出し、審議した結果、条例制定からまだ4年経過していないことを勘案し、継続的な検討の余地を認めつつも、今回は早急に改正すべき条文はないと判断した。

<参考>佐賀市自治基本条例検証委員会（第1期） 開催経過

回	内 容
第1回 H28. 7. 27	【諮問】 佐賀市まちづくり自治基本条例の運用状況及び見直しについて ① 条例制定までの経緯及び概要について ② 条例制定後の取組みについて ③ 条例の検証の進め方について
第2回 H28. 9. 30	① 条例検証の進め方について ② 条例の改正について（第23条、第25条以外）
第3回 H28. 11. 16	① 第2回委員会の振り返り ② 条例における佐賀らしさ（第23条 地域コミュニティ活動、第25条 子どもへのまなざし）の運用状況及び改正の可否について
第4回 H29. 1. 23	① 第3回委員会の振り返り ② 条例の運用状況について（第23条、第25条を除く） ③ 条例改正の可否について
第5回 H29. 3. 2	① 第4回委員会の振り返り ② 条例改正の可否について ③ 答申書（案）及び検証結果（案）について
第6回 H29. 4. 26	① 第5回委員会の振り返り ② 条例改正の可否について ③ 答申書（案）及び検証結果（案）について
第7回 H29. 5. 23	① 第6回委員会の振り返り ② 答申書（案）及び検証結果（案）について
H29. 7. 4	【答申】

(2) 条例制定後の取り組みについて

条例の周知啓発

(1) パンフレット・DVD

- ・自治基本条例パンフレット・DVDの作成 (H25)
- ・パンフレットを市有施設への設置、全職員への配布 (H25)
- ・男女共同参画協力企業への配布 (H25)
- ・まなざし企業への配布 (H26)
- ・出前講座、研修等での配布 (H25～)

(2) 子ども向けパンフレット・協働事例啓発DVD

- ・子ども向けパンフレットの作成 (H26)
- ・協働事例の啓発DVDの作成 (H26)
- ・佐賀市内の小学校3年生以上の全児童・生徒) にマンガ版パンフレットを配布 (H27)
- ・佐賀市内全小中学校に協働事例の啓発DVDを配布 (H27, H30)
- ・学校独自でパンフレット・DVDを活用した授業の実施 (H26～)
- ・出前講座、研修等での配布 (H26～)

(3) 逐条解説の作成

- ・条例施行にあわせ、逐条解説書を作成 (H26)

(4) 市民・団体等への周知

- ・市報特集号 (H24. 11月～H26. 4月 全5回)
- ・市報定期掲載 (H26～H27 全15回)
- ・出前講座メニューへの追加 (H26)
- ・出前講座の実施 (H26～)
- ・イベント等でのパネル展示 (H27～)
- ・佐賀市地域づくり交流会の開催 (H28～)
- ・労政だよりに啓発記事を掲載 (H28～)
- ・SDGsをテーマとした企業向け啓発講座の開催 (R1)

(5) 職員研修

- ・監督職員研修 (H25)
- ・全職員研修 (H26)
- ・新規採用職員研修 (H26～)
- ・公民館職員研修 (H26～H27)
- ・協働推進員研修 (H27～)
- ・職員向け条例研修強化週間の実施 (H28～)

条例推進のための体制づくり

(1) 協働推進課の設置

市民活動推進係、地域コミュニティ室、公民館支援係が連携し、参加と協働によるまちづくりをすすめるため、協働推進課を設置。

その後、平成 30 年に組織再編し、地域振興部内に、協働推進課と公民館支援課を設置。

(2) 地域コミュニティウェブサイト「つながるさがし」の構築

まちづくり協議会や公民館からの地域の情報が、市民相互で情報発信・共有できる。市民活動プラザのサイトも併設。

(3) 「参加と協働をすすめる指針」の改訂

市民参加と協働の定義を「まちづくり自治基本条例」の定義に変更。

(4) 「審議会等の設置及び運営に関する指針」の策定（所管：行政管理課）

公募委員の拡充など市民参加を推進する。

(5) 検証委員会規則の制定

H26. 4. 1 に「佐賀市自治基本条例検証委員会規則」を制定。

(6) 協働推進窓口制度の改善・協働推進員の配置

- ・全課（公民館・学校を除く）に協働推進窓口を設置
- ・各課における情報共有・参加・協働を推進する担当として協働推進員を配置

<参考> 別添 1 「まちづくり自治基本条例施行後の取組」

別添 2 「まちづくり自治基本条例の認知度」

(3) 条例の検証の進め方

1 条例の検証について（法的根拠）

佐賀市まちづくり自治基本条例（抜粋）

第32条 市長は、この条例の運用状況を検証するため、佐賀市自治基本条例検証委員会（以下「検証委員会」という。）を置く。

2 検証委員会は、市長の諮問に応じ、この条例の見直しに関する事項その他重要な事項について審議するものとする。

第33条 市長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、社会情勢の変化を勘案の上、この条例の規定を検証し、その結果に基づき必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、前項の規定によりこの条例の規定を検証しようとするときは、検証委員会の意見を聴かなければならない。

〔逐条解説から抜粋〕

（第32条第2項の解説）

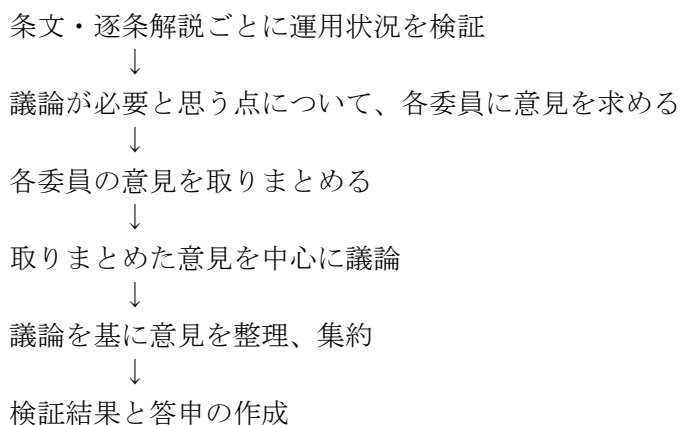
市長の諮問に応じ、検証委員会が本条例の見直しに関する事項やその他重要事項について審議することとしています。この条例に則したまちづくりを実施するために、その趣旨に沿った市政やまちづくりが進められているのか、不足している項目がないかなど、必要に応じた検証を行います。

2 検証の進め方（案）

<検証の観点>

- ・社会情勢の変化へ対応しているか*
- ・条例の趣旨に沿ったまちづくりが進められているか

<検証の流れ>



※<参考> 別添3「社会潮流の変化（第2次佐賀市総合計画<後期基本計画> 抜粋）」

3 検証スケジュール（予定）

回	内 容
第1回 令和3年2月3日	【諮問】 ・ 条例制定の経緯及び概要について ・ これまでの取組みについて ・ 条例の検証の進め方について
第2回 令和3年3月	・ 検証の論点整理 ・ 検証の進め方について
第3回 令和3年5月	・ 条文に沿った検証
第4回 令和3年7月	・ 条文に沿った検証
第5回 令和3年10月	・ 条文に沿った検証 ・ 答申に向けた議論の取りまとめ
第6回 令和3年11月	・ 検証結果と答申の作成
令和3年12月	【答申】

次回（第2回）検証委員会の開催について

■日 時

令和3年3月24日(水) 15:00～

■場 所

佐賀商工ビル 7階 共用大会議室（佐賀市白山二丁目1番12号）

（※委員の方には、後日、開催通知を郵送します。）